

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 8 月 3 日現在

機関番号：32614

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23730072

研究課題名(和文) 新たな刑事制裁としての電子監視の総合的研究

研究課題名(英文) The Comprehensive Study of Electronic Monitoring as the New Criminal Sanction

研究代表者

甘利 航司 (AMARI, KOHJI)

國學院大學・法学部・准教授

研究者番号：00456295

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円、(間接経費) 900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、電子監視について網羅的に研究を行うものである。電子監視は、もともとは、拘禁の代替策として発達してきた。しかし、現状は、拘禁の代替策として機能せず、ただ「それ自体としてある」サンクションとして機能している。また、そのこともあり、再犯率の減少等に寄与してはいない。そして、近時問題となっているものとして、性犯罪者に対するGPS型電子監視の付加というものがあるが、これも、対象者の再犯率の減少に寄与することはない。結局、電子監視研究で見えてくるものは、対象者に対する「監視」には、監視する・コントロールするという以上の意味はないということである。

研究成果の概要(英文)：The Electronic Monitoring (hereafter EM) originally has been developed as the tool to reduce prison population. The EM however is not effective to reduce prison population, on the contrary, the number of prisoners keeps rising after introducing EM in European countries and the United States (what is called, 'Net-Widening'). In addition the EM system fails to rehabilitate offenders. The EM has not reduced the cost of criminal justice, contrary to the aim of authority, the EM in itself costs high. After all, this study challenges all the existing optimistic discussions about EM.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：刑事法学、刑事政策

キーワード：電子監視 サンクション制度 処遇

1. 研究開始当初の背景

欧米においては、対象者(offender)に電子監視(Electronic Monitoring)を付して、居場所を把握するということが行われている。これには、大きく分けて二つの方法がある。

(1) 在宅拘禁型の電子監視

一つ目は、対象者が一定の時間に自宅にいるかを確認するものである。例えば、対象者に、3ヶ月の間、午後9時から午前6時まで自宅にいななければならないという在宅拘禁命令・外出禁止命令が出される場合がある。このとき、その内容を対象者に守らせるためには、対象者がその時間にその場所にいるかどうかをチェックすることが必要となるが、それを電波発信装置により行うのである。対象者は、くるぶしが腕に、個人識別装置若しくはタグと言われる電波発信装置を付ける。その電波発信装置が、自宅の備え付け電話に接続されている、監視装置に信号を送る。このとき、対象者が指定時間に指定場所にいる場合には、監視装置は、電話回線によって、対象者を管理しているモニタリングセンターにその旨の情報を送るのである。逆に、指定時間に指定場所にはない場合は、情報が送れず、在宅拘禁命令の違反が判明し、対象者は逮捕され、そして拘禁刑となりうる。

(2) GPS型の電子監視

二つ目は、対象者にGPSを付して24時間体制で居場所を確認するものである。これは主に性犯罪者を対象としているものである。対象者の腕やくるぶしにタグを付けるという意味では、在宅拘禁型の電子監視と同じである。だが、このGPS型電子監視では、対象者は、同時に、発信装置(GPS Tracking Device)という、外見上は携帯電話のような装置を持参しなければならない(タグは、対象者の身体に付着させ、簡単には取り外せないようにしてある。また、タグが、発信装置に電波を送るのだが、至近距離でないと送ることができない。そのため、対象者が、何らかの事情で、発信装置を置いていったりしてしまうと、そのことがセンターのスタッフに分かってしまう)。この装置が、上空にある衛星に電波を送信し、そしてそれが返ってくる時間をカウントすることにより、当該対象者の場所を把握する。次に、その情報を管理しているモニタリングセンターに送る。そして、センターのスタッフが、モニター上で、24時間体制で、対象者の位置情報をチェックしている。もし、対象者が、禁止されている地域に近づくと、センターは携帯電話に連絡をするなどして、禁止地域への立入りである旨を対象者に伝達する。仮に、対象者が、そのような警告に従わない場合、対象者は逮捕され、そして拘禁刑となりうる。

(3) 問題意識

在宅拘禁型の電子監視は、対象者を刑事施設に拘禁せずにすむという意味で、拘禁の代替策として考案され、そして発達してきた。そして、GPS型電子監視は、性犯罪者の居場所

所を常時把握することにより、再犯を防止し、社会の安全に資すると考えられ、発達してきた。

日本でも、電子監視を導入すべきとする議論が登場している。では、このような制度を日本に導入するべきなのか、そして導入できるのかが問題となる。

2. 研究の目的

電子監視を日本に導入することができるかを検討することを目的とするものであるが、同時に、社会内処遇・更生保護はどう在るべきかという、従来から議論されてきた問題をも解明することを目的とする。

3. 研究の方法

本研究は、綿密な資料分析と、諸外国での実態調査を行うことにより、上記1の問題について検討する。特に、電子監視を実際を使用して職務を遂行している実務家(例えば、保護観察官)へのインタビューなどを重視する。

そして、文献やインタビューなどにより、具体的に、電子監視が実際にどのような問題を生じさせているかを分析し、また、同時に法的(憲法的)にどのような問題が生じているかを分析する。

次に、実際上の問題として、対象者に電子監視を付すことによって、再犯防止効果といった効果、換言すれば、社会の安全に効果があるのかを分析する。つまり、本研究は理論的な問題の他に、実証的なデータの解析をするものである。

また、「監視する」というのは、そもそも「監視されている人たち」にどのような影響を与えるのかという、社会心理学的な研究も行う。

4. 研究成果

以下、(1)在宅拘禁型の電子監視、(2)GPS型電子監視、という順番で成果を詳述し、その後で(3)補論：監視するということ、そして(4)まとめ、として論じることとする。

(1) 在宅拘禁型の電子監視

電子監視は、もともと、1960年代に考案されたものであり、それは心理学的な研究フィールドから登場したものであった。ただし、その基本的な考えが、対象者の考え方・思考方法を積極的にかえていくものであると理解され、それが多くの研究者の批判を浴びた。つまり、行っているのは対象者のプライバシーの侵害である、と。

それからしばらく経って、1980年代初頭のアメリカで、上記のようなものとは全く関係のないかたちで、登場することとなった。それは、軽微な犯罪を犯した者に対して、拘禁のかわりに電子監視を科すというものであった。そして、1980年代中頃には、フロリダ州にて本格的な実施が行われている。それが

ら、アメリカ全州に拡大し、同時に、イギリスやカナダでも実施されていくこととなる。

電子監視は、欧米で一般的に導入されており、それは、拘禁刑の代替刑である。そして、そのため、刑務所の拘禁率が下がるとされている。ところが、現実には、電子監視実施前ならば、拘禁刑対象者ではないとされていた者が、電子監視実施後は、「拘禁刑対象」とされ、その代替刑として「電子監視」を付されている（更に、もともと「拘禁刑対象」とされている者たちは、電子監視導入後は、一律に、従来に比べて、量刑が上がってしまっている）。つまり、拘禁という「上」の刑を電子監視というかたちで「軽く」しているのではなく、（通常の）保護観察という「下」の制裁を電子監視というかたちで「重く」しているのである（ネット＝ワイドニング）。ここでは、いざ電子監視を実施すると、拘禁の代替策としては使用できていない実情が露呈する。そのため、拘禁率がむしろ上がってしまっている。

また、保護観察官は電子監視の実施に関わらなければならないのだが、対象者は電子監視により「監視」されているが故に、保護観察官と対象者の間で「信頼」が成り立たず、処遇の効果が下がるとされている。

このことと関わるが、電子監視を実施された対象者の（以後の）再犯率を分析すると、特に再犯率が下がるわけではないとされている。その理由は、電子監視対象者といえども、抱えている問題（経済的な問題、就業・学業についての問題）が電子監視を付されることで解決されるなどということはないからである。このことは、「電子監視を実施することにより、対象者は拘禁されずにすみ、社会内にいることができる。そのことゆえに、対象者の社会復帰に資する」という、従来の議論が誤っていたことを示すものである。

（2）GPS型電子監視

GPS型電子監視が登場したのは1990年代中盤のアメリカである。GPS自体は1970年代には登場していたのだが、これを矯正・処遇の領域で使用するということが長い間考えられなかった。だが、1990年代中盤に、性犯罪者に対してGPS型電子監視を付けることによって24時間体制で監視するならば、性犯罪の再犯を防止できるという議論が登場した。そして、1990年代後半には、フロリダ州で性犯罪者に使用するという運用が行われるようになる。

その後、アメリカでは、子どもに対する残酷な性犯罪の事件が世間の耳目を集め、そしてメーガン法などの、性犯罪者に対する、かなり過酷な立法が登場することとなる。そして、それに伴って、GPS型電子監視の使用が拡大していくこととなり2000年代後半には、ほとんどの州で使用されることとなった。更に、アメリカ以外でも、例えば、ドイツ、フランス、イギリス、韓国などで実施されるようになっていく。

アメリカをはじめ、GPS型監視が拡大していった理由は、繰り返し述べてきたとおり、性犯罪の再犯を防止するという一見すると分かりやすい理由である。だが、実証的なデータの解析を行うと、GPS型電子監視には、在宅拘禁型電子監視と同様に、再犯を防止する効果などない。その理由は、難しいものではなく、まず、GPSが付加されているからといって、性的な攻撃に向かう特定の動機をコントロールできるわけではないからである。そして、対象者は、（就業・学業等に）問題があるからこそ再犯をするのである。これは、性犯罪者といえども、犯罪をしてしまう理由は、他の犯罪（例・窃盗罪）と特にかわらないということでもある。そういったものは、（24時間体制で）監視することで改善・解消するなどということはあるからである。

（3）補論：「監視する」ということ

電子監視には、そもそも、ある人（「監視する人」）がある人（「監視される人」）を監視するということには、どのような（社会的な）意味があるかという問題がある。

実は、1980年代アメリカで電子監視が登場した際、そのアイデアは、家畜（動物）に付けられている電子的なタグであるとされている。つまり、電子監視のコンセプトは、当初から、いわば「物」の管理であったのである。そこから見えてくるのは、「監視する人」と「監視される人」との極端なまでの非対称性である。後者は、完全に「匿名性」を消失し、そして、絶えず監視されつつ、それがどのような態様かは分からないというかたちで、前者に完全に支配・統御されている。

つまり、電子監視とは、社会にいる人でありながら、「監視されるべき人」という劣位の人格を設定するというものなのである（電子監視に対してはプライバシーの侵害であるという批判がなされてきているが、本研究も以上述べたような理解の限りで、その批判の趣旨に賛成できると考えている）。

これは、端的に言って、「差別」そのものである。これが、結局、先述したとおりの、対象者の社会復帰を妨げる理由でもある。

（4）まとめ

電子監視の研究で見えてくるのは、電子監視が一見すると有益に見えるという「思いつき」によって導入された現実と、それ以後も「思いつき」によって拡大してきたという現状である。つまり、ここで示されているのは、感覚に支配された、（実証的な分析の欠如した）立法政策の誤りなのである。

本研究は、一見して効果があるように見えるということと、実際に効果があるということとは全く別である、ということを描き出すものである。そして、同時に、対象者の社会復帰を目指し、社会の安定を確保しようとするならば、必要なのは監視なのでは決してなく、むしろ、対象者のニーズに適切に対応した「オーダーメイドの処遇」が必要であるとす

るものである（なお付言すると、本研究は、「監視+処遇」に効果があるという理解にも与しない。純然たる「処遇」だけが有効であると考えられるものである）。

以上より、本研究は、日本にて電子監視を導入することは支持できない、ということを目指しているものである。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計4件)

・甘利航司

「性犯罪者に対するサンクション GPS型電子監視、居住制限そして登録・通知制度」
國學院法学 51 卷 4 号 (2014 年) 19 - 74 頁
(査読なし)

・甘利航司

「性犯罪者に対するサンクション GPS型電子監視、居住制限そして登録・通知制度」
日本犯罪社会学会報告要旨集 2013 年号
(2014 年) 42 - 45 頁 (査読なし)

・甘利航司

「クリミナルボーデン(Kriminalvården) 保護観察所調査報告」
龍谷法学 46 卷 3 号
(2014 年) 93 - 97 頁 (査読なし)

・甘利航司

『電子監視(Electronic Monitoring)』
研究序説」
國學院法学 50 卷 4 号 (2013 年) 99 頁から 133 頁 (査読なし)

〔学会発表〕(計1件)

・甘利航司

「性犯罪者に対するサンクション GPS型電子監視、居住制限そして登録・通知制度」
2013 年 10 月 5 日 (土曜日) 日本犯罪社会学会第 40 回大会 (北海学園大学) にて報告

〔図書〕(計1件)

刑事立法研究会編『非拘禁的措置と社会内処遇の課題と展望』(現代人文社、2012 年) 1 頁 ~ 414 頁

(担当したのは、36 - 72 頁、177 - 191 頁)

〔産業財産権〕

出願状況 (計 件)

名称 :

発明者 :

権利者 :

種類 :

出願年月日 :

国内外の別 :

取得状況 (計 件)

名称 :

発明者 :

権利者 :

種類 :

番号 :

取得年月日 :

国内外の別 :

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

甘利航司 (AMARI, Kohji)

國學院大學・法学部・准教授

研究者番号 : 00456295

(2) 研究分担者

()

研究者番号 :

(3) 連携研究者

()

研究者番号 :